

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月21日

(あて先) 愛知県知事

提出者

住所 岐阜市雪見町1丁目5番地

氏名 近松建設株式会社

代表取締役 近松 健夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 058-245-5656

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

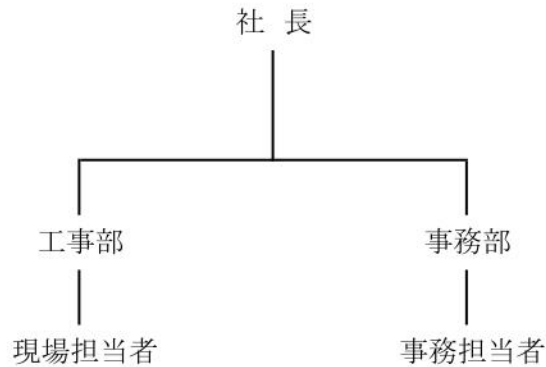
事業場の名称	近松建設株式会社
事業場の所在地	岐阜市雪見町1丁目5番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	07. 職別工事業														
② 事業の規模	元請完成工事高 (愛知県内) 3,563 万円														
③ 従業員数	10人														
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="0"> <tr> <td>がれき類</td> <td>→ 再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>→ 再生処理業者に委託し、燃料チップとして再資源化</td> </tr> <tr> <td>ガラス陶磁器くず</td> <td>→ 中間処理業者に委託し、埋立て処分</td> </tr> <tr> <td>ガラス陶磁器くず</td> <td>→ 再生処理業者に委託し、再資源化</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>→ 中間処理業者に委託し、埋立て処分</td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>→ 再生処理業者に委託し、固形燃料として再資源化</td> </tr> <tr> <td>混合廃棄物</td> <td>→ 中間処理業者に委託し、選別後に埋立て処分</td> </tr> </table>	がれき類	→ 再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化	木くず	→ 再生処理業者に委託し、燃料チップとして再資源化	ガラス陶磁器くず	→ 中間処理業者に委託し、埋立て処分	ガラス陶磁器くず	→ 再生処理業者に委託し、再資源化	廃プラスチック類	→ 中間処理業者に委託し、埋立て処分	繊維くず	→ 再生処理業者に委託し、固形燃料として再資源化	混合廃棄物	→ 中間処理業者に委託し、選別後に埋立て処分
がれき類	→ 再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化														
木くず	→ 再生処理業者に委託し、燃料チップとして再資源化														
ガラス陶磁器くず	→ 中間処理業者に委託し、埋立て処分														
ガラス陶磁器くず	→ 再生処理業者に委託し、再資源化														
廃プラスチック類	→ 中間処理業者に委託し、埋立て処分														
繊維くず	→ 再生処理業者に委託し、固形燃料として再資源化														
混合廃棄物	→ 中間処理業者に委託し、選別後に埋立て処分														

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4度)実績】 ※別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	—
	排出量	— t
	(これまでに実施した取組) コンクリートは小割し、鉄筋を有価物として売却する。 廃プラスチック類の内、塩ビ管等は分別を行い有価物として売却する。	
②計画	【目標】 ※別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	—
	排出量	— t
	(今後実施する予定の取組) コンクリートガラについて、現場での小割を徹底し、売却できる鉄筋の量を増やす。 廃プラスチック類の分別を徹底し、再生できる廃プラスチック類の量を増やす。 そのほかの産業廃棄物について、着工前の処理計画において、再生処理できる物は再生業者に中間処理を委託し、最終処分量を減らすよう検討する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物の排出量を減らす為、全ての廃棄物において分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状どおり。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和4度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現状どおり、再生処理業者への委託により再資源化を行っていく。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和4度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組) 現状どおり、再生処理業者への委託により実施する。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和4度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和4度)実績】 ※ 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への産業廃棄物の量	— t	— t
	再生利用業者への産業廃棄物の量	— t	— t
	認定熱回収業者への産業廃棄物の量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再生処理業者へ中間処理を委託し、最終処分量を減らす。		

②計画	【目標】 ※ 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	—
	全処理委託量	— t
	優良認定処理業者への産業廃棄物の量	— t
	再生利用業者への産業廃棄物の量	— t
	認定熱回収業者への産業廃棄物の量	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への産業廃棄物の量	— t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場での分別を徹底し、最終処分量の低減を目指す。 ・再生処理できる廃棄物については、出来る限り再生処理業者へ委託する。 ・品目・地域要件などを考え、可能な場合は出来る限り優良認定処理業者へ委託を行う。 	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

